

胆振国際理解教育研究会 会則

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、胆振国際理解教育研究会という。

第2条 この会の事務局は、会長の定める次のところにおく。
※当該年度「組織」ページ参照

第2章 目的及び事業

第3条 この会は、胆振管内の海外派遣事業参加者や研修者および関心を有するものが、その交流を深め、国際理解教育についてより一層の研修を高め、国際理解教育を推進し、国際交流を促進することを目的としている。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 海外教育事業についての研究及び調査
- 2 国際理解教育の推進及び国際交流の促進
- 3 講演会などの開催
- 4 会報などの発行
- 5 文部科学省海外教育事業派遣教員及び日本人学校派遣教員への援助活動
- 6 研究資料などの情報交換
- 7 その他必要と認められる事業

第3章 組織

第5条 この会は、海外派遣事業参加者や研修者及び関心を有する者をもって組織する。

第6条 この会は、次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	若干名
理 事	各地区1名
監 事	若干名

第7条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、この会の重要事項を審議する。
- 4 監事は、会計・会務を監査する。

第8条 役員の選出は、次の通りとする。

- 1 会長、副会長、監事は理事会で選出する、
- 2 理事は、会長が委嘱する。

第9条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。欠員が生じたときは補う。

第10条 この会に顧問を若干名おくことができる。

第11条 この会は、事務局を設け、事務局長、事務局次長、事務局次長補佐、事務局員を若干名おき、会長が委嘱する。

第4章 運 営

第12条 この会を運営するために、次の会議を開く。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 総会が開催できないときは、理事会を持って総会に当てることができる。

第13条 理事会は、次の事項について審議する。

- 1 会務に関する事項
- 2 予算・決算に関する事項
- 3 役員の選出に関する事項
- 4 会則の改廃に関する事項
- 5 その他必要事項

第14条 会長は、必要に応じ、理事会にはかって特別委員会を設けることができる。

第5章 会 計

第15条 この会の会費は、会員から徴収する会費、その他の収入を持ってあてる。

第16条 この会の年度の会費は、総会において決定する。

第17条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

※附則 会則 平成6年7月実施
平成18年4月 一部改定
平成21年4月 一部改定